

第1回御前崎市上下水道料金等審議会 議事録

日 時：令和3年4月23日（金） 午後2時00分～2時55分

会 場：御前崎市役所302会議室

出席者：審議会委員11名、市長、市民生活部長、上下水道課5名

1 開会

2 委嘱状交付

市長から代表者1名に委嘱状を交付

3 市長挨拶

皆さんこんにちは。4月も下旬となりまして野にも山にも大変さわやかな新緑の季節となりました。

本日はお忙しい中、上下水道料金等審議会に御出席をいただき誠にありがとうございます。また、この度は審議会委員をお引き受けいただき、改めて御礼申し上げます。

当市の水道料金は、平成16年の合併時に「サービスは高く、負担は低く」との合併協議会の意向から旧浜岡町の料金にあわせ、市の一般会計から毎年約2億円程度の補助金を出し、水道事業を運営してまいりました。また、下水道事業においても毎年6億円程度を一般会計から繰り入れ管理運営を行っております。

合併後、水道料金の改定については、平成24年に検討委員会を立ち上げ検討いたしましたが、地方公営企業法の一部改正により内部留保資金を一般会計に繰り出し基金に積み立て、受水費などの維持管理費に充当することが可能となったため、料金改定は見送られました。しかし、このような経営は、公営企業の原則である独立採算制をとれず不健全な状態であります。今後、施設・管路の老朽化に伴う更新需要の増大、人口減少等に伴う料金収入の減少等により、財政状況は厳しさを増していくと予測され、このままの経営を続けていくと一般会計及び上下水道事業会計が圧迫され、事業の運営が

困難になってくる恐れがあります。

このため、水道料金は地方公営企業の原則である独立採算制がとれるよう段階的に補助金を減額していき最終的には廃止とさせていただき、下水道使用料も水道料金改定に合わせて値上げを実施していきたいと考えております。

料金の値上げは、市民の皆さんにはなかなか受け入れがたいものがあるかと存じます。しかしながら今後の市の財政を考えた時、どうしても実施していかねばならない最重要課題だと認識しております。委員の皆さんには、市民、企業などそれぞれのお立場から検討し、御意見をいただきたく、御理解、御協力をお願いし挨拶いたします。

4 委員紹介、事務局職員自己紹介

委員紹介後、事務局自己紹介

5 会長、副会長の選任

御前崎市上下水道料金等審議会条例に基づき、会長に佐藤委員、副会長に朝比奈委員を選任

6 会長、副会長挨拶

会長、副会長挨拶

7 議事

(1) 審議会設置と開催日程について（資料 P2～3）

事務局説明

(2) 審議会への諮問について（資料 P4）

市長より審議会会長に諮問書の伝達

(3) 上下水道事業の現状について（資料 P5～25）

事務局説明

(4) 質疑

質問 1

資料 24 ページの比較表に牧之原市が載っていないのはなぜか？

回答：事務局

牧之原市では下水道を整備していないためこの表には載っていない。牧之原市は浄化槽を整備しているので、公共下水道・農業集落排水は、基本的には市として取り組んでいない。

質問 2

牧之原市だけでなく、下水道を整備していないところは載っていないということか？

回答：事務局

はい。

意見 1

とにかく料金が安いということもあるが、これから市の財政が厳しくなっていく中、この状態を放置したらますます苦しくなる。この会で慎重に審議して、料金を一度に上げるのは難しいかもしれませんが、段階的に改定を考えていった方が今後のためには良いと思う。

意見 2

私は御前崎地区に住んでいて、昔から御前崎は端っこだから水道料金が高いと言われてきていて、合併前まで本当に高かった。合併するにあたって安い料金になり恩恵に与ってありがたいと思っている。牧之原市の料金を見ると全然違うので、御前崎地区としては今までありがたかったので、料金改定について少しずつでも理解してもらえるように、上げていくのは仕方がないと思う。

質問 3

最初の説明で、たたき台を何パターンか出すということでしたが、次回からということか？

回答：事務局

はい。次回、料金算定の方法等について、事務局から何パターンかお示しする。

質問 4

どのくらいのパターンを示すのか？

回答：事務局

3パターン位を予定している。

質問 5

10 ページの収益的収支の表にある「その他」が平成 29 年から急に増えているのはなぜか？

回答：事務局

平成 26 年度に会計制度が変わり、長期前受け金戻入という現金が伴わない収入が約 1 億円発生した。これは減価償却費の内、補助金等で整備したのに対してその見合い分を収益化するもので、少し分かりづらいと思うが、新たな長期前受け金戻入という減価償却費と同じような現金が伴わない収入が増えたため。

質問 6

今の質問に関連して、収入では長期前受金戻入、支出では減価償却費という実際に現金を伴わない収支があり、その差額分が留保されていると思うが、現在の内部留保資金はどうなっているのか？

回答：事務局

現在の内部留保資金は、6 億円程度となっている。

質問 7

企業債残高はどのくらいか？

回答：事務局

水道事業の企債残高は、約 7 億円。

質問 8

資料 20・21 ページの下水道事業のところで、令和元年から減価償却費が表に載ってきているが、この年から始まったという何か理由はあるのか？

回答：事務局

令和元年度より地方公営企業法を適用したため減価償却費が発生した。それまでは特別会計で行っていたので発生していなかった。

質問 9

10 ページの減価償却費ですが、段々上がっているのは設備投資をしているからか？

回答：事務局

その通り。配水池の築造等行っている。その他管路更新工事等毎年 2 億円程度の設備投資を行っているため、若干上がってきている。

質問 10

減価償却費の対象となっている資産で、償却期間がかなり長いものがあるようだがどの程度か？

回答：事務局

長いものだと管路で 40 年になる。

質問 11

施設は？

回答：事務局

施設で 60 年になる。

質問 12

7 ページの 2 給水区域内人口のところだが、菊川市、牧之原市の方も含まれているが、こちらの方の料金体系とはどうなっているのか？

回答：事務局

料金体系は給水区域内同一になっている。

質問 13

菊川市、牧之原市の方も御前崎市と同じ料金ということか？

回答：事務局

はい。

質問 14

ということは、御前崎市の税金を使って安く供給しているのか？

回答：事務局

そうなる。

質問 1 5

今の質問で、御前崎市の税金を使って他市の方に給水しているということだが、例えばこれから料金改定した時にどうにかできるのか。

回答：事務局

以前にもこういう話はあったが、水道法に給水区域内で差別的取り扱いの禁止と謳っているので中々難しい。(料金改定により一般会計繰入金が必要となれば解消)

質問 1 6

変えると法律違反になるのか？

回答：事務局

そこまでではないかと。

質問 1 7

どうにもならないのか？何でこうなっているのか？

質問：事務局

こうなっているというのは、一緒の料金ということか？

回答：委員

給水区域が地域をまたがっていること。

回答：事務局

牧之原市と菊川市の鬼女新田から高橋原地区になるが、この地区に牧之原市、菊川市の水道は通っていない。道を挟んで反対側が御前崎市になっており、どうしても御前崎市の水道管から給水するしか生活ができないため、このような給水区域になっている。

8 その他

次回開催日：令和3年5月18日(火)午後1:30～

9 閉会

午後2時55分